

京都市交通局管理規程第21号

京都市乗合自動車運行管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成20年3月31日

京都市公営企業管理者  
交通局長 島田 與三右衛門

京都市乗合自動車運行管理規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車運行管理規程の一部を次のように改正する。

別表事故等の場合の処置の項及び死傷者に関する処置の項中「安全対策係長」を「事故対策係長」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)